

各部署事務(部)長 殿

九州大学学術研究推進部学術研究推進課長

小野 耕 志

九州大学総務部人事課長

上 田 浩 司

文部科学省科学研究費補助金における事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員
(以下、併せて「研究支援者」という。)の雇用について(通知)

このことについて、部署事務部からの問い合わせに基づき、学内での取扱いの統一化を図るため、文部科学省及び日本学術振興会に確認を行い、本学における研究支援者の直接経費による雇用(短期雇用を含む)の取扱いについて、下記のとおり取りまとめましたので、関係各位へ周知頂き、事務手続きに遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知による取扱いは大型研究種目(目安として、概ね、応募総額が2千万円以上、又は単年度あたりの応募金額が1千万円以上の文部科学省科学研究費補助金の研究種目を指す。)を対象とするものとします。

記

1. 大型研究種目において、研究支援者を雇用する際は、事務補佐員、技術補佐員、技能補佐員等、その職名に関わらず、業務内容が文部科学省科学研究費補助金(以下「科学研究費補助金」という。)の研究遂行に係る支援のみを行うもの(*注)である場合は、科学研究費補助金の直接経費で雇用することが出来るものとする。
*注 資料整理、実験補助等の科学研究費補助金の研究遂行に直接関係する業務に専従すること(エフォート100%)を指す。
2. 研究支援者の雇用の際は、業務内容を対外的に客観的に説明できるよう、研究代表者又は研究分担者の責任において、「職務内容確認書」等を作成し、その業務内容が科学研究費補助金の研究遂行に係る支援のみを行うものであることを確認のうえ、雇用手続きを行うものとする。なお、当該確認書類については部局において保管することとする。
3. すでに直接経費で雇用されている研究支援者については、早急にその勤務実態の現状を確認し、上記2に基づく手続きに遺漏無きよう留意するものとする。

担 当：学術研究推進課学術研究推進第一係

99 - 2174、2130

総務部人事給与室人事係

99 - 2121

